

# 令和8年度NAGANO農産物輸出拡大事業 (県産米の海外販路集中強化事業) 業務委託仕様書 (案)

農業政策課農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和8年度NAGANO農産物輸出拡大事業（県産米の海外販路集中強化事業）業務の業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 事業名

令和8年度NAGANO農産物輸出拡大事業（県産米の海外販路集中強化事業）業務

## 2 業務の目的

日本国内市場では、米価急騰を受け、輸出米の作付けが減少傾向にある上、米離れが起こりつつある。人口減少や米離れにより国内市場規模が不安定化する局面においても、県産米生産者の所得を安定的に確保するには、「輸出」という販売チャネルを維持・拡大することが必要不可欠である。そこで、本事業では、アジア圏に次ぐ新たな輸出先国として「アメリカ（ハワイ州）」への長野県産米輸出販路を集中強化し、長期的な輸出拡大を図る。

## 3 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和9年2月22日までとする。

## 4 委託契約書

別紙のとおり

## 5 業務内容

### (1) ハワイ州における小売店等での県産米フェア実施（販売促進活動）

ハワイ州における県産米需要拡大に向け、現地飲食店・小売店の計2店舗以上で、「長野県産米フェア」を開催し、「県産米のメニュー提供」「売り場づくり」「マネキンの設置」「県産米の試食販売活動」等を行うこと。

また、産地である「長野県」をアピールできるよう、POPや腰巻などの販促資材を必要に応じて作成することや既存の動画を活用する等工夫すること。（素材データや動画等は県から提供可能。）

開催場所の選定や内容、作成する資材については、事前に県農産物マーケティング室へ協議すること。（販売促進活動実施時期：令和8年10月～令和9年2月のうち、2日以上）

### (2) 観光スポーツ部と連携したハワイ州におけるセールス活動の実施

ハワイ州ホノルル市の飲食店・小売店等において、現地消費者及び実需者を対象に、県産米の魅力発信・認知度向上に資するセールス活動を1回実施すること。実施にあたっては、長野県農産物や食文化等についての効果的な発信活動にもなるよう努めること。

また、同市では県観光スポーツ部が主体となる実需者向け商談会が行われる予定であるため、会場レセプション等での県産米提供の必要が生じた場合、手配・調整に関する支援を行うこと。（セールス活動実施時期：令和8年10月～11月のうち1～2日程度）

セールス内容等詳細な調整内容については、県農産物マーケティング室と事前に協議すること。

### (3) SNS等を活用した県産米の情報発信（「しあわせ信州ロゴ」の活用含む）

県産米や産地を紹介する既存動画や記事を活用し、(1)及び(2)の販売促進活動の誘客効果及び認知度を高めるための情報発信を実施すること。情報発信にあたっては長野県の統一広報ツールとして「しあわせ信州ロゴ」を積極的に活用すること。

なお、発信内容及び手段は事前に県農産物マーケティング室と協議して決定すること。

#### (4) 現地実需者・消費者に対するニーズ・認知度調査

(1)～(3)の各取組を通じて現地実需者2社以上、消費者50名以上を対象にニーズ・認知度のヒアリング調査を実施すること。

消費者50名以上に対するヒアリングは、項目を設定し可能な限り多くの定量データを収集できるように、実施方法を工夫すること。また、結果について、完了報告書内で図表などを用いてわかりやすく示し、分析すること。

調査実施方法や調査項目については、県農産物輸出戦略の参考になるよう生産者視点も意識したものになるよう工夫し、事前に県農産物マーケティング室と調整すること。

#### (5) その他上記の実施に当たり必要な業務

(1)～(4)の各取組に対し、事業終了後も販路拡大へ繋げるという視点から実績の評価・分析・今後の取組への提案等の報告を行うこと。

### 6 完了検査

(1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。完了報告書提出時は事業経費の確認のため決算状況がわかる資料をあわせて提出すること。

(2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。

(3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

### 7 業務の実施体制

(1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

(2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。

(3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ報告すること。

### 8 対象経費

(1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。

ア 販売促進活動のための食材費・人件費・会場設営費等

イ 販売促進資材作成費（デザイン含む）

ウ 広報PR活動費

エ 市場調査費

オ 旅費（アメリカ（ハワイ州・本土）への渡航）※

カ その他事業実施に必要な経費

(2) 本業務委託の対象とならない経費は、以下のとおりとする。

ア 機械・機器等購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置または改修するための経費

エ 受託者の飲食にかかる経費

オ その他、事業と関連が認められない経費

(3) 一般管理費

一般管理費を除く事業経費の税抜合計額の10%以内であること

※県職員がアメリカ（ハワイ州・本土）に渡航する場合の旅費は委託業務に含めない。

### 9 成果品の帰属

(1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。

著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処

理を行うこと。

(2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

## 10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## 12 その他

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症の状況を常に考慮し、本業務が滞りなく実施されるよう努めること。そのため受託者は、予め関係各所と緊急事態宣言やまん延防止等重点措置（アメリカにおいてそれに類する措置）が発令された場合の対応を協議し、委託者の了承を得ることとする。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは協議の上、書面によりこれを定める。
- (6) 本事業に係る収支内容を証する経理書類、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳等の会計書類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿（人件費を計上する場合に限る。）を整備し、業務終了後5年間保管すること。
- (7) 本事業の会計書類は、他の会計書類と明確に区分し、その用途を明らかにしておくこと。